

## 令和7年度北本市ふるさと納税推進業務委託 提案仕様書

### 1 委託業務名

令和7年度北本市ふるさと納税推進業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、ふるさと納税に関するPRや返礼品提供事業者の支援等の実施を通して、本市の認知度の向上、ふるさと納税対応体制の整備等を図ることにより、ふるさと納税に関する寄附額及び寄附件数の増加、持続可能な地域活性化体制の構築等を図ることを目的とする。

### 3 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※契約締結日は令和7年2月下旬を想定しているが、当該契約締結日から令和7年3月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、これに係る委託料は発生しないものとする。

### 4 前提条件

#### (1) ふるさと納税ポータルサイト

ア 現在、本市が使用しているふるさと納税ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）及び令和4年4月から令和6年12月までのポータルサイト別の寄附状況は別紙のとおりである。

イ 業務期間中にポータルサイトの追加又は退会を行う場合がある。追加を行う場合は、受注者と協議するものとする。

ウ ポータルサイトの追加又は退会（変更）を提案することは差し支えないが、ポータルサイトの使用料及び決済手数料は市の負担となるため、必ずしも提案どおりになるとは限らないことに留意すること。

#### (2) 寄附情報及び返礼品発注・配送・請求管理システム

ア 現在、本市が使用している寄附情報及び返礼品発注・配送・請求管理システム（以下、「管理システム」という。）は、シフトセブンコンサルティング社のふるさと納税doである。

イ 別の管理システムに変更することは提案内容次第で可能とするが、管理システムの利用環境の導入費用、保守費用などは全て受注者の負担とする（受注者からシステム業者に直接の支払いができない場合、本業務委託料から差し引くものとする）。また、既存管理システムから提案する管理システムへのデータ移行などは、原則として全て提案者の負担等で行うものとする。ただし、既存システムからのデ

ータ抽出などは市が協力する。

ウ 別の管理システムを提案する場合、以下の条件を満たすこと。なお、記載のない部分についても、シフトセブンコンサルティング社が提供するふるさと納税do及び自治体マイページと同等以上の機能を有するものであること。

(ア) 全てのポータルサイトからの寄附情報が一元的に管理でき、さとふる・G-Callふるさと納税以外からの寄附・配送データの取込は市の作業なく、かつ最低でも日次で取込できること。

(イ) 全てのポータルサイトからの寄附情報から配送データが作成できること。返礼品提供事業者への発注処理、配送状況のステータス管理、請求管理が可能となること。

(ウ) 返礼品提供事業者への発注処理にあたっては、返礼品提供事業者が伝票を手書きすることのない運用が可能であること。同梱処理の管理が可能であること。また、送料実費分と伝票連携等費用が別で請求可能であること（伝票連携費用は本提案額に含まないが、当該委託料については積算し提出すること）。

(エ) 全ての寄附情報に対する寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書の印刷・発送が可能であること。また、ワンストップ特例申請書が不要な寄附者には、寄附金受領証明書のみ印刷・発送が可能であること。当該作業が委託できること（当該委託費用は本提案額には含まないが、費用については積算し提出すること）。

(オ) 寄附者専用サイトが提供され、全ての寄附情報に対するオンラインワンストップ申請、オンライン変更届の受付、配送状況の確認、市への問い合わせ等が可能であること。

(カ) eLTAXに取込むための控除情報データが作成できること。

(3) ポータルサイトと管理システムの関係性について

ポータルサイト及び管理システムの連携状況等は以下のとおりである。

ポータルサイト名称	ポータルサイトの操作権限	寄附情報の取り込み
ふるさとチョイス	委託者可	API連携
au PAYふるさと納税※1	作業不要	API連携
セゾンのふるさと納税※1	作業不要	API連携
ふるラボ※1	作業不要	API連携
KABU&ふるさと納税※1	作業不要	API連携
ふるなび	委託者可	API連携
楽天ふるさと納税	委託者可	API連携
ANAのふるさと納税	委託者可	API連携
東急ふるさとパレット	委託者可	API連携

JREMALL ふるさと納税	委託者可	API連携
さとふる（掲載プラン）	委託者不可	CSV取込 委託者不可
LINEヤフー※2	作業不要	CSV取込 委託者不可
JALふるさと納税	委託者可	API連携
まいふる	委託者可	API連携
G-Callふるさと納税	運営事業者のみ可	CSV取込
Amazonふるさと納税	委託者可	API連携

※1 ふるさとチョイス連携サイト

※2 さとふる連携サイト

#### (4) 返礼品

ア 令和6年12月現在の返礼品事業者及び返礼品の状況は以下のとおりである。

返礼品事業者数	約40者
返礼品数	約260品

イ 本業務の現委託事業者が変更となる場合であっても、ポータルサイト及び管理システムに保存されている情報が削除されることはない。

#### (5) PR用サイト等

ア 現在、ポータルサイト以外で受注者が利用可能なPR用サイト・SNSは以下のとおりである。

(ア) &greenサイト

サイトURL：<https://andgreen-kitamoto.com>

サイト利用料：受注者負担なし

(イ) ふるさと納税専用LINEアカウント

アカウント名：北本市ふるさと納税

ベーシックID：@5321dmgp

プレミアムID：@kitamotofurusato

友達数：29, 122

ターゲットリーチ数：12, 730（令和6年12月24日現在）

アカウント利用料：プレミアムID利用料とメッセージ配信数に応じた利用料を受注者が負担する。

(ウ) ふるさと納税専用X（旧Twitter）アカウント

アカウント名：北本市ふるさと納税

ID：@kitamoto\_furu

フォロワー数：117（令和6年12月24日現在）

アカウント利用料：受注者負担なし

イ 上記以外で新たなアカウントの開設や新たなソーシャルメディアでアカウントを作成することを妨げないが、当該アカウントの開設・運用に係る費用は全て受注者

が負担するものとする。

## 5 業務内容

以下の業務を必ず実施するものとし、上記目的を達成するのに効果的な追加業務提案を必要に応じて行うこと。

目標値については、実施要領3(4)想定業務規模のとおりとする。

なお、現状分析を適切に実施し、寄附の申込みが特定の事業者や返礼品に偏ることのないよう配慮した提案をすること。提案にあたって必要な資料がある場合は、実施要領12事務局に問い合わせること。

### (1) 返礼品提供事業者等の支援に関する業務

ア 北本市ふるさと納税返礼品提供事業者となっていない事業者（以下、「新規事業者」という。）の獲得に係る取り組みを行うこと。取り組み内容は提案によるものとする。

イ 既に北本市ふるさと納税返礼品提供事業者となっている事業者（以下、「既存事業者」という。）に対し、新規返礼品の開発促進や同梱物の相談などの取り組みを行うこと。取り組み内容は提案によるものとする。

ウ ポータルサイトの運用を通して、寄附申込の増加を目的に返礼品ページの改善を検討し、既存事業者と協議し、ページ改善を実施すること。現在のページの課題、ページ改善イメージ、ページ改善頻度は提案によるものとする。

エ 新規事業者及び新規返礼品の出品においてハードルとなる、申請書の作成や商品・サービスに対する総務省基準の適合性確認の支援を行い、市及び返礼品提供事業者の負担軽減を図ること。また、返礼品に関する写真撮影等のデザインコーディネートを行うことで、ポータルサイト掲載時から寄附が集まりやすい環境を構築すること。

オ 返礼品の魅力や返礼品提供事業者等の想いが寄附者に伝わり、かつ転換率の向上に繋がるよう、コンテンツの取材を行うこと。これらの内容をポータルサイトの返礼品ページやPR媒体に反映させること。

カ 返礼品提供事業者がふるさと納税に依存することのないよう配慮すること。

キ 本市独自の取組みである市民提案型ふるさと納税クラウドファンディングの利用希望者に対し、共感や寄附の集まりやすいプロジェクトの見せ方やプロジェクト開始時期の調整等の伴走支援を行うこと。

ク 市民提案型ふるさと納税クラウドファンディングに採択されたプロジェクトが発生した場合は、当該プロジェクトの寄附募集ページを作成すること。なお、当該プロジェクトは契約期間中5プロジェクト程度を想定している。

ケ 返礼品提供事業者等からの問い合わせについては、問い合わせ内容は電子データでリスト化し、過去の問い合わせを含め、常時発注者と情報共有を行える環境を整

えること。

(2) ポータルサイトの管理に関する業務

ア 受注者は、発注者が使用するポータルサイト（さとふる・G-Callふるさと納税以外）の自治体ページや返礼品ページの作成、更新、修正、充実等の管理運営を行うこと（クラウドファンティング含む）。

イ さとふるは契約上、発注者によるサイト運用となるため、運用する際に必要となる更新フォーマットに合わせたテキスト・画像提供を適宜行うなど、運用支援を行うこと。

ウ G-Callふるさと納税は契約上、運営事業者によるサイト運用となるため、運用する際に必要となる更新フォーマットに合わせたテキスト・画像提供を適宜行うなど、運用支援を行うこと。

エ ポータルサイトの機能を活用して、自治体ページや返礼品の魅力発信に努め、訴求力向上を図る取組みを実施すること。

オ 市及び既存事業者から、寄附額や容量、発送条件等のテキスト修正の依頼があった場合は、速やかに対応すること。依頼から修正までの時間、対応頻度等については提案によるものとする。

カ 市及び既存事業者から、サムネイルや説明画像等の画像修正の依頼があった場合は、テキスト修正よりも時間がかかることが想定されるため、修正に係る目安を市及び返礼品事業者に伝えた上で、できる限り速やかに対応すること。依頼から修正までの標準的な時間、対応頻度等については提案によるものとする。

キ ポータルサイト等で使用した写真データ、サムネイル等の画像データ等の著作権は全て市に帰属するものとし、市にデータを受け渡すこと。

ク SEO（検索エンジン最適化）対策を行うこと。

(3) 寄附者等対応に関する業務

ア 発注者における問い合わせ業務負荷の軽減を図るため、寄附者からの問い合わせ対応支援として、専用コールセンターを設置すること。

イ コールセンターは、最低でも平日9時から17時まで設置すること。また、年末対応として、12月28日から31日までは、9時から19時まで設置すること。

ウ 問い合わせ内容は電子データでリスト化し、過去の問い合わせを含め、常時発注者と情報共有を行える環境を整えること。

(4) 返礼品に係る費用の支払代行に関する業務

ア 受注者は、返礼品提供事業者に対して、寄附者に発送した返礼品に係る費用を月ごとに集計し、発注者に代わって支払うこと。

イ 発注者への請求に当たっては、毎月の実績を集計の上、返礼品提供事業者名、返礼品名称、発送数量等の内訳が分かる明細を添付すること。なお、発注者は返礼品代金及び配送料以外の費用は一切負担しない。

(5) 市及び返礼品等のPRに関する業務

ア 本市の魅力を広く発信し、認知度を向上させるとともに、返礼品及び返礼品提供事業者の魅力や寄附の使い道に係る効果的なPRに努めること。なお、特定の事業者や返礼品にPRが偏ることのないよう留意すること。

イ ふるさと納税LINEアカウントによる情報発信を行うこと。当該アカウントによるメッセージ配信においては、市が合理的な理由があると判断する場合を除き、原則としてセグメント配信はせず、全ターゲットに配信すること。配信頻度等は提案によるものとする。

ウ リピーターやファンの獲得・拡大に主眼を置いたイベントを企画すること。企画内容は提案によるものとする。

エ ポータルサイトが提供する検索連動型広告など、本市が行う広告業務について、広告効果が最大になるよう必要な対応を行うこと。

オ 返礼品のみではなく、市の魅力や寄附の使い道などを掲載したパンフレットを10,000部以上作成し、8,000部以上を北本市への寄附者に発送、残部を北本市へ納品すること。なお、寄附者への発送は北本市と協議した上で行うこと。

(6) その他ふるさと納税推進に関する業務

ア 寄附金額や寄附件数、事業者開拓状況ほか実施施策の共有・報告を行う定例会を開催すること。定例会の実施時期、方法については提案によるものとする。

イ 上記のほか、業務目的達成や業務効率化に資する方策があれば、提案すること。

6 秘密の厳守

受注者は、本業務の履行中に知り得た秘密情報に関し、以下に掲げる事項を遵守し適正に取り扱わなくてはならない。

(1) 目的外利用及び外部提供の禁止

受注者は、秘密情報を自社内限りで、本業務の履行においてのみ使用することができる。また秘密情報の保持、利用に関して受注者がすべての責任を負うものとする。

(2) 複写及び複製の禁止

受注者は秘密情報に関する資料を複写及び複製してはならない。

(3) 情報管理能力の整備

受注者は秘密情報を厳重に保持するために必要な予防措置を自ら講じなければならない。

(4) 情報の返却

受注者は、本業務の履行において得た情報及び資料を履行期間終了後、速やかに発注者に返却しなければならない。また、返却する際に、発注者に情報のすべてを引き渡した事実を証明する書面を提出する義務が生じる。

(5) 報告義務

受注者は、本業務の履行において取り扱う情報に関し、漏えい、紛失、改ざんなどの事故が発生したときは、適切な対応を行うとともに、その状況を発注者に報告する義務が生じる。

## 7 著作権の取扱い

- (1) 受注者が本業務により新たに製作した制作物の著作権は、受注者が従前から著作権を有していた著作物を除き、発注者に帰属するものとする。また、発注者は当該制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、製作者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受注者が業務着手後速やかに申し出ることによって留保できるものとし、この場合、本市は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受注者が著作権者の承諾を得て利用するものとする。
- (4) 著作権の取扱いについて、本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が協議の上対応することとする。

## 8 制度の変更

本業務履行期間中にふるさと納税制度の変更または変更の恐れが生じた場合、発注者と速やかに協議すること。また、その場合契約内容の見直しが起こり得るものとする。

## 9 その他の事項

- (1) 本業務を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受注者の責任において補填し作業するものとする。
- (2) 受託者は、業務の全部を第三者に一括して委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部など軽微なものや再委託することにより本業務の目的達成に効果的に資すると認められるものについては、本市と協議の上再委託することでできるものとする。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたときや、本仕様書により難しい事由が生じたとき、又は、本仕様書の細目的事項について確認が必要なときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (4) その他仕様書に定めのない事項については、適宜発注者と協議すること。

